

○大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校化学物質管理規程

令和4年3月31日

規程第63号

最近改正 令和6年2月7日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学（以下「大学」という。）及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）における化学物質の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「化学物質」とは、教育又は研究に用いる元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。
- (2) 「毒物」とは、化学物質のうち、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 「劇物」とは、化学物質のうち、毒劇法第2条第2項に定めるものをいう。
- (4) 「危険物」とは、化学物質のうち、消防法（昭和23年法律第186号）第2条に定めるものをいう。
- (5) 「部局」とは、大学の各研究科、学部・学域、国際基幹教育機構、研究推進機構及び高専をいう。

(化学物質管理委員会)

第3条 大学及び高専における化学物質の安全管理及び法令遵守のため、化学物質管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。ただし、他の委員会において審議する事項を除く。

- (1) 化学物質の安全管理対策に関する事項。
- (2) 化学物質の安全管理教育に関する事項。
- (3) 化学物質の安全管理にかかる調査に関する事項。
- (4) 化学物質に関する事故発生の原因調査及びその対策に関する事項。
- (5) その他化学物質にかかる安全管理に必要な事項

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 化学物質を使用する部局から選出された教員若干名
 - (2) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(小委員会等)

第8条 委員会は、特定の事項を審議するため、小委員会等を置くことができる。

2 小委員会等に関する事項は、委員会において別に定める。

(化学物質管理統括者)

第9条 研究戦略担当副学長は、化学物質管理統括者（以下「管理統括者」という。）として、大学及び高専における化学物質の適正な管理に関して総括する。

(化学物質管理責任者)

第10条 化学物質を取り扱う部局に化学物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、当該部局長をもって充て、当該部局における化学物質の適正な管理に関して総括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。ただし、高専にあっては、高専校長が指名する副校長をもって管理責任者に充てるものとする。

3 管理責任者は、化学物質による安全上及び保健衛生上の危害の防止等のため必要な措置を講じる。

4 管理責任者は、原則として化学物質管理システムを用いて、化学物質を適正に管理する。

5 管理責任者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5第1項に定める化学物質管理者の職務を行う。

6 管理責任者は、その職務を補佐させるため、化学物質部門管理者を置くことができる。

(部局委員会)

第11条 管理責任者は、各部局における化学物質の管理に関し、必要な事項を調査・審議するため委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

(化学物質取扱・保管責任者)

第12条 化学物質の管理の実体を把握できる単位ごとに、化学物質取扱・保管責任者（以下「取扱・

保管責任者」という。)を置く。

- 2 取扱・保管責任者は、化学物質を取り扱う教職員のうちから管理責任者が指名する。
- 3 取扱・保管責任者は、関係法令等を遵守するとともに、管理責任者の指揮監督のもとに化学物質を適正に管理しなければならない。
- 4 取扱・保管責任者は、当該管理に関わる保管場所の施錠管理等を行うとともに、常に使用及び保管状況を把握し、使用見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。
- 5 取扱・保管責任者は安労衛則第12条の6第1項に定める保護具着用管理責任者の職務を行う。

(化学物質取扱者)

第13条 化学物質を取り扱う者(以下「化学物質取扱者」という。)は、取扱・保管責任者により取扱いの許可を受けた者とする。

- 2 化学物質取扱者でない者は、化学物質を取り扱ってはならない。ただし、授業等で教職員の指導の下、使用する場合を除く。
- 3 化学物質取扱者は、原則として化学物質管理システムを用いて、化学物質を適正に管理しなければならない。
- 4 化学物質取扱者は、管理責任者及び取扱・保管責任者の指示に従わなければならない。

(毒物劇物取扱者)

第14条 毒物又は劇物を取り扱う者(以下「毒物劇物取扱者」という。)は、管理統括者により取扱いの許可を得た者とする。

- 2 毒物劇物取扱者でない者は、毒物又は劇物を取り扱ってはならない。ただし、授業等で教職員の指導の下、使用する場合を除く。
- 3 毒物劇物取扱者は、その取扱いに係る毒物又は劇物をその職務又は教育研究以外の用途に供してはならない。
- 4 前2項に違背したと認めた場合、取扱・保管責任者は管理責任者に報告しなければならない。
- 5 毒物劇物取扱者は、管理責任者及び取扱・保管責任者の指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第15条 管理統括者は、安全上又は保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められる時は化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

(事故の際の措置)

第16条 取扱・保管責任者及び化学物質取扱者は、その保管若しくは取扱いに係る化学物質の飛散若しくは漏洩等により安全上若しくは保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに管理責任者に報告するとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

- 2 取扱・保管責任者及び化学物質取扱者は、その保管若しくは取扱いに係る化学物質が紛失又は

盜難にあったときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

3 前2項の報告を受けた管理責任者は、直ちに事務局総務部安全衛生課長（以下「安全衛生課長」という。）を経由し管理統括者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 前項の報告を受けた安全衛生課長は、関係機関に届け出なければならない。

（事務）

第17条 この規程に関する事務は、事務局総務部安全衛生課において行う。

（施行の細目）

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 公立大学法人大阪定款（令和4年4月1日施行）附則第2項の規定に基づき存続する大阪府立大学及び大阪市立大学に本規程を適用する。この場合において、規程第1条中「大阪公立大学」とあるのは「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」とする。

附 則（令和5年1月4日規程第33号）

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

附 則（令和6年2月7日規程第17号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。